

4章 地域福祉の推進に向けた取り組み

基本目標 1 地域・福祉を「我が事」に変え、興味・関心を向上させる意識づくり

(1) 人権意識の向上

すべての住民が年齢や性別、国籍等の違いにかかわらず、お互いの個性や価値観の違いを認め合い、自己決定や自己実現する権利を尊重できるよう、子どもから高齢者まで生涯にわたる継続的な人権教育を推進します。



取り組みの方向性

No.1 学校・保育所等における人権教育の推進

- 他者の立場を尊重し、互いの個性を認め合えるよう、保育所・幼稚園や小中学校と連携して人権教育を推進します。

No.2 生涯を通じた人権教育・啓発の推進

- 人権に対する正しい理解と認識を深めるため、あらゆる世代に向けて継続的な人権教育・啓発を推進します。



成果指標（目標）

- 学校・保育所における人権・福祉教育の実施【各校・各園 1 回／年】(No.1)
- 人権教育・啓発に関する研修会等の開催【5回】(No.2)
- 人権教育・啓発に関する研修会等の参加者数【300人】(No.2)

(2) 福祉教育の推進

地域福祉へのあらゆる世代の参画を促すため、保育所や幼稚園、学校において子どもの頃から福祉について学び、実際に福祉活動を経験することで、福祉教育や地域との交流を持つ機会の充実を図ります。

また、生涯学習の機会を活用し、地域福祉の意義や取り組みに対する理解を深められるよう周知・啓発するとともに、誰もが生涯にわたって福祉活動を経験できる環境づくりに努めます。



取り組みの方向性

No.3 学校・保育所等における福祉権教育の推進

- 学校教育や、子どもと地域の高齢者等との交流、ボランティア活動への参加等を通じて、福祉に関する学習を深めます。

No.4 生涯を通じた福祉教育の推進

- 生涯学習の機会を通じて、あらゆる世代に向けて継続的に福祉に関する教育・啓発に取り組みます。



成果指標（目標）

- 学校・保育所における人権・福祉教育の実施【各校・各園 1 回／年】(No.3)

(3) 地域やまちづくりへの興味・関心の向上

住民一人ひとりが地域に興味や誇りを持てるよう、地域について学び・考えることのできる機会づくりを推進します。また、地域の課題を「我が事」として捉え、具体的な取り組みや活動を実践できるよう、地域福祉の推進に対する意識啓発を行います。



取り組みの方向性

No.5 子どもの郷土愛や地域・まちづくりへの関心の醸成

- 子どもが町への誇りや愛着を感じられるよう、住民との交流や町の自然・環境・歴史・社会等から地域への理解や関心を深めます。

No.6 地域課題に関する学習の場の提供

- 住民が地域課題について考え、「我が事」として取り組むまちづくりを支援するため、町職員が講師として地域に出向きテーマに沿った町政の説明や講習等を行う「出前講座」の実施等を推進します。



成果指標（目標）

- 大山崎町への愛着【90.0%】(No.5)

基本目標2 地域での一歩を後押し、交流を促進する仕組みづくり

(1) 近所・地域デビューの選択肢の拡大

近所づきあいや地域活動に対する住民の「理想」と「現実」のギャップを埋めるため、地域への参画の一歩を後押しする機会・仕組みづくりが必要です。ライフステージに合わせた交流の場や趣味や特技を生かした活動の機会等、近所づきあいや地域活動に参加する入り口の拡大を図ります。



取り組みの方向性

No.7 町民全体の地域参画の促進

- 本町のあらゆる住民が地域福祉推進の担い手として様々な地域活動に参画できる環境づくりを推進します。

No.8 子どもの地域参画の促進

- 子どもの意見を反映したまちづくりを推進するため、子どもが主体的に地域活動に参加できる機会づくりを推進します。

No.9 子育て世代の地域参画の促進

- 子育て世代が地域から孤立することなく、住民同士や地域との交流の場への参加を通して安心して子育てができるまちづくりを進めます。

No.10 高齢者の地域参画の促進

- 高齢者が地域活動への参加を通して健康づくりや生きがいづくりに取り組み、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

No.11 勤労者の地域参画の促進

- 企業等と連携し、働く世代と地域のつながりづくりに取り組みます。

No.12 男性の地域参画の促進

- 男性が家事や子育て等への参画を通じて地域とのつながりを深めていけるよう取り組みます。

No.13 若者の地域参画の促進

- 若い世代が地域に対する誇りや愛着を持ち、次世代の担い手として積極的に地域活動に参加できるよう、若者の地域参加の促進に取り組みます。



成果指標（目標）

- 地域活動・ボランティア活動の参加率【18.0%】（No.7～13）
- 社会福祉協議会ボランティア登録人数【360人】（No.7～13）

(2) 多様な世代での交流の促進

地域における支え合いの力を高めるために、あらゆる人が世代を超えて交流しお互いに理解を深め協力していくことが大切です。地域の子どもから高齢者まで、様々な世代の住民が交流できる環境、機会づくりを推進します。



取り組みの方向性

No.14 地域での多様な世代の交流の促進

- 子どもから高齢者まで、多様な世代が交流し互いに理解を深めながら、共に助け合い、支え合うまちづくりを推進します。

No.15 スポーツ・レクリエーションによる交流の促進

- スポーツやレクリエーション等、住民同士が交流し楽しめる機会を充実し、互いの顔が見える関係づくりを促進します。

No.16 生涯学習による交流の促進

- 地域での生涯学習や趣味の活動を通して、住民同士が交流できる機会づくりを推進します。



成果指標（目標）

- 「町内の交流活動」の満足度【50.0%】(No.14)
- 近所付き合いのない人の割合【10.0%】(No.14)
- 町内小学校在校生のスポーツ少年団への加入率【22.0%】(No.15)
- 大山崎町体育館の利用者数【50,000人】(No.15)
- 「生涯学習活動」の満足度【50.0%】(No.16)

(3) 地域の拠点づくりと交流・居場所づくり

地域住民の交流の促進と、住民主体の活発な地域活動の展開に向けて、地域における拠点づくりや交流の場、居場所づくりを進めます。また、住民一人ひとりが地域で孤立することがないように、施設や交流の場の周知・啓発及び利用の促進を図ります。



取り組みの方向性

No.17 交流拠点となる施設や場の提供

- 地域住民の交流の促進と、住民主体の活発な地域活動の展開に向けて、利用しやすく、あらゆる世代の住民に親しまれる交流拠点の整備に取り組みます。



成果指標（目標）

- 町内公共施設の利用率向上【現行利用率から20%】(No.17)

基本目標3 地域・福祉の担い手の負担軽減と新たな担い手の確保・育成

(1) 既存の担い手への支援の充実

地域福祉活動を継続していくために、既存の担い手やリーダーの負担軽減が求められています。特定の住民に負担が偏ることがないように、担い手の育成支援や誰もが活躍できる環境づくり、情報や課題の共有体制の構築を図るなど、誰もが我が事として地域に関心を持って「みんなで担う」仕組みへと転換を図ります。



取り組みの方向性

No.18 担い手が活躍できる仕組み・環境づくり

- 地域活動への参加意欲があっても機会がなく潜在化してしまっている人が、地域で活発に活動できるよう、機会づくりの充実に取り組みます。



成果指標（目標）

- “助け愛隊” サポーターフォローアップ講座修了者数【50人／年】(No.18)

(2) 新たな担い手の確保・育成

誰もが地域福祉活動の担い手となって地域で活躍できるよう、ボランティア活動等を知り・学び・体験できる機会づくりを進めます。また、住民それぞれの生活や興味・関心に合った活動ができるよう、様々な分野やライフステージに応じた機会を提供します。



取り組みの方向性

No.19 リーダーやコーディネーターの育成・支援

- 各種活動を率先するリーダーや、地域団体同士をつなぐコーディネーターを育成するとともに、地域に根差した活動が活発に展開されるよう支援します。

No.20 養成講座等の開催

- 「認知症サポーター」や「助け愛隊サポーター」、「ゲートキーパー」等、各種活動のリーダーを養成する講座を開催するとともに、より多くの住民の参加を促進します。

No.21 様々な分野でのボランティア体験学習の促進

- 住民の興味・関心に応じて幅広くボランティア活動に参加してもらえるよう、環境保全、防災、防犯、福祉、子育て、介護、伝統文化等、様々な分野のボランティア体験学習を実施します。



成果指標（目標）

- 助け愛隊サポーター養成講座修了者数【191人】(No.19、20)
- 認知症サポーター養成講座受講者数【250人/年】(No.19、20)
- 防災伝道師養成講座受講者数【30人/年】(No.19、20)
- 地域活動・ボランティア活動の参加率【18.0%】(No.19、21)
- 社会福祉協議会ボランティア登録人数【360人】(No.19、21)

基本目標 4 地域福祉活動への積極的な支援と地域でのネットワークづくり

(1) 活動団体・組織への支援

町内で地域福祉活動を展開する様々な地域団体・組織の課題やニーズを把握し、運営や活動への支援（組織づくり）を進め、地域福祉活動の継続及び活性化につなげます。



取り組みの方向性

No.22 地縁団体等の活動への支援

- 町内会・自治会、老人クラブ、子ども会等の地域に根差した活動が継続的に、また、活発に行なわれるよう支援します。

No.23 テーマ型団体・組織の活動への支援

- ボランティアや団体やNPO、自主グループやサークル等、参加者の興味・関心に応じて集うテーマ型団体・組織の活動が継続的に、また、活発に行なわれるよう支援します。

No.24 企業・商業者等への働きかけの推進

- 企業や商業者が積極的に地域とのつながりを持てるよう、企業等による社会活動を支援します。

No.25 民生児童委員活動への支援

- 地域住民の身近な存在として、民生児童委員が活発に活動できるよう、活動しやすい環境づくりを推進します。



成果指標（目標）

- 町内会・自治会の加入率【67.7%】（No.22）
- 「町内会・自治会活動の活発さ」の満足度【50.0%】（No.22）

(2) 活動団体・組織間のネットワークづくりとコーディネート機能の充実

様々な分野で、活動する団体や組織、福祉関係者、専門家等が定期的に交流や情報交換を行うことができるよう、ネットワークの充実を図ります。また、地域の課題解決に向けた取り組みを検討・推進するための場や仕組みづくりを進めます。



取り組みの方向性

No.26 社会福祉協議会との連携・協働

- 地域福祉を推進する上で中心的な役割を担っている社会福祉協議会の活動を支援し、連携・協働を図ります。

No.27 ボランティア団体のネットワークづくりやコーディネート機能の充実

- 社会福祉協議会を通じ、ボランティア団体相互の連携や活性化を支援します。

No.28 民生児童委員協議会の開催

- 悩みを抱えている方の相談を受け、適切な相談機関につなげるための地域の最初の窓口としての機能を担えるよう活動を充実します。

No.29 要保護児童対策地域協議会の開催

- 虐待を受ける児童等の適切な保護・支援を図るために、関係機関と連携しながら早期発見と対応を行います。

No.30 情報や課題の共有の場づくり

- 地域の様々な福祉の担い手同士が必要な知識や情報を共有し、活動しやすい環境づくりを推進します。

No.31 様々な分野での活動団体・組織のネットワークづくり

- 地縁団体や、ボランティア団体、NPO等、本町で活動する様々な活動団体・組織同士の連携を支援し、ネットワークづくりを推進します。

No.32 地域でのプラットフォームづくり

- 本町で活動する団体・組織が人材育成や情報交換、連携等を図るためのプラットフォームづくりを推進します。

No.33 地域と専門機関等とのネットワークづくり

- 地域の活動団体等による地域福祉活動と専門機関による公的な福祉サービスとの連携をめざして、町や専門機関、社会福祉協議会、地域の活動団体等による情報共有や連携の取り組みを進めます。

No.34 活動やネットワークづくりのための拠点の整備

- 本町で活動する団体・組織の活動の場や交流拠点として、町の既存施設等の有効利用を進め拠点機能の整備に取り組みます。



成果指標（目標）

- 各団体にかかる活動紹介【3団体／年】(No.26)

基本目標5 包括的な相談支援体制の構築・強化と効果的な情報提供・発信、共有の仕組みづくり

(1) 包括的な相談支援体制の充実

地域における身近な相談機能や各福祉サービスに関する相談体制を充実・強化するとともに、多様で複合的な課題に対して、「丸ごと」対応できるよう、分野を超えた包括的な相談支援体制の充実を図ります。



取り組みの方向性

No.35 地域における身近な相談機能の充実

- 民生児童委員、人権擁護委員等の地域における身近な相談員の活動を支援します。

No.36 福祉サービスに関する相談窓口・相談体制の充実

- 妊娠・出産・子育てや高齢者福祉、障がい福祉、こころの健康に関する相談等、様々な不安や悩みに対応できるよう、各分野の相談窓口・相談体制の充実を図ります。

No.37 相談窓口の周知・啓発

- 町広報誌やホームページ等、様々な情報媒体を活用し、各分野の相談窓口について周知・啓発を図ります。

- ・ 地域包括支援センターの周知・啓発
- ・ 子育て支援センター「ゆめほっぺ」の周知・啓発
- ・ ファミリー・サポート・センターの周知

No.38 総合的な相談支援体制の構築

- 住民の不安や悩みに対し分野横断的な対応ができるよう、各相談窓口の総合的な情報連絡体制づくりを進めます。



成果指標（目標）

- 「保健・医療」の満足度【50%】(No.35～No.38)
- 「子育ての環境」の満足度【50%】(No.35～No.38)
- ファミリーサポートセンター活動件数【350件】(No.36)

(2) 福祉サービス・制度の提供と質の向上

高齢者や障がいのある人、子ども・子育て世代に関する個別計画にのっとり、公的な福祉サービス・制度の適切な提供を図ります。また、サービスに関する相談への対応や評価の充実を図るとともに、サービス・制度の質の確保と向上に努めます。



取り組みの方向性

No.39 質の高い福祉サービス・制度等の提供

- 支援を必要とするすべての住民が、福祉サービス・制度を有効かつ効果的に活用できるよう、様々な媒体や機会を活用し、福祉サービス・制度の周知・啓発や利用に関する情報提供などを進めます。
- サービスの質を高めるとともに、適切なサービス提供を図るため、サービス事業者の第三者評価や自己評価制度の実施を働きかけます。



成果指標（目標）

- 「高齢者や障がい者に配慮した環境になっている」と回答した人の割合【15.0%】（No.39）
- 認知症の認知度・理解度【50.0%】（No.39）
- ファミリーサポートセンター活動件数【350件】（No.39）

（3）効果的な情報提供・情報発信の仕組みづくり

必要な人に必要な情報が届くよう、情報の受け手である住民や地域団体・組織の視点に立ち、情報媒体の充実や新たな情報提供・情報発信の仕組みづくり等を積極的に進めます。

また、個人情報保護条例等に基づいた個人情報の適正な取扱いを進めるとともに、災害時・緊急時等に対応するための情報の共有等、個人情報の有効活用を進めます。



取り組みの方向性

No.40 既存の情報媒体等の充実

- 「広報おおやまざき」や町ホームページ等、既存の情報媒体の充実に努め、住民に寄り添った情報提供ができるよう取り組みます。

No.41 情報のバリアフリー化の推進

- あらゆる住民に必要な情報が届くよう、文字の大きさや、ふりがな、配色等に配慮したわかりやすく読みやすい紙面づくりを推進します。

No.42 個人情報の適正な取扱い及び有効活用の検討

- 地域福祉の推進に必要な個人情報の活用方法などについて検討を進め、関係機関等との個人情報の共有など、地域福祉活動で個人情報が適正かつ有効に活用される体制づくりに努めます。



成果指標（目標）

- 「広報・広聴や情報公開」の満足度【50.0%】（No.40、No.41）

基本目標6 権利擁護に向けた取り組みの充実

(1) 権利擁護のための制度利用の促進

認知症高齢者の増加や障がいのある人の地域移行などを踏まえて、成年後見制度の利用の促進などの権利擁護に関する取り組みの充実を図ります。



取り組みの方向性

No.43 権利擁護の推進

- 成年後見制度利用支援事業や地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）の周知・啓発を進めます。
- 地域包括支援センターにおいて、高齢者の権利擁護に関する相談に応じます。



成果指標（目標）

- 権利擁護のための広報活動【1回／年】（No.43）

(2) 虐待防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

子どもや高齢者および障がいのある人への虐待、ドメスティック・バイオレンス（DV）等の予防や早期発見・早期対応等に向けた取り組みを推進します。



取り組みの方向性

No.44 虐待防止の取り組みの充実

- 虐待の予防から、相談・通報等による早期発見・早期対応、さらには被虐待者の適切な保護・自立に至るまでの総合的、組織的な対応の充実を図ります。

No.45 DV対策の推進

- 配偶者やパートナーからの暴力の相談を受け、家庭支援総合センター等関係機関と連携して必要に応じて被害者を保護します。



成果指標（目標）

- 児童虐待・高齢者虐待・障害者虐待・DV被害に関する広報活動【2回／年】（No.44、No.45）

基本目標7 安全で安心して暮らせる環境づくり

(1) 住みやすい都市基盤・生活環境の整備

誰もが安全に安心して生活を送り、社会参加や地域での交流等ができるよう、町内の公共施設や道路等のバリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。また、地域の状況やニーズを把握し、移動・交通手段の整備を検討・推進します。



取り組みの方向性

No.46 公共施設や道路環境等の整備

- バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、誰もが利用しやすく、安全で快適に過ごせる生活環境を整えます。

No.47 「京都府福祉のまちづくり条例」や「大山崎町開発指導要綱」の普及・啓発

- 「京都府福祉のまちづくり条例」や「大山崎町開発指導要綱」に基づき、関係機関へバリアフリー化への協力を要請します。

No.48 移動・交通手段の整備

- 高齢者や障がいのある人等の公共交通のニーズや地域の状況をふまえ、移動支援の充実を図ります



成果指標（目標）

- 「大山崎町は住みよいまちだ」と感じている町民の割合【61.0%】【1回/年】(No.46～No.48)

(2) 防災・防犯・安全対策の充実

高齢者や障がいのある人、子ども等を災害や犯罪等から守るため、地域において防災や防犯の取り組みや安全対策を推進するとともに、緊急時の対応策の充実を図ります。

また、子どもや高齢者に向けた交通安全指導や運転手の意識向上を図り、交通事故の防止に取り組みます。



取り組みの方向性

No.49 防災対策の充実

- 自主防災組織や自治会・町内会、学校、事業所や防災関係機関等と協力し、災害時に住民と町職員が適切な行動をとれるよう、防災対策の充実に取り組みます。

No.50 緊急時対応策の充実

- 緊急通報装置の給付や「命のカプセル」の普及、町内公共施設や民間施設における AED の設置促進に取り組みます。

No.51 交通安全の推進

- 交通事故の防止に向けて交通安全の教育・啓発を推進します。



成果指標 (目標)

- 災害ボランティアの登録者数【30人】(No.49)
- 防災伝道師受講者数【100人】(No.50)
- 防災訓練、防災講演会、出前講座等の防災行事参加者数【約600人】(No.50)
- 防災教育(授業)実施数【1回/各小・中学校】(No.50)
- 「防犯の満足度」の満足度【50.0%】(No.51)
- 「交通の安全性」の満足度【50.0%】(No.51)
- 交通事故発生件数【16件以下】(No.51)

基本目標8 地域の力で「生きることの包括的な支援体制」づくり

(1) 地域の力の強化、結集

自殺の背景には、経済問題・失業・いじめ・健康問題・家族問題・生活問題等、様々な問題が複雑に関係していることを踏まえ、関係機関、民間団体、学校、医療、福祉、地域住民等、お互いに連携を取りながら、それぞれが各自の役割を理解したうえで、連携・協働の体制をつくり、地域のネットワークを構築することで自殺対策を効果的に推進します。



取り組みの方向性

No.53 小中連携事業

- 小・中学校の円滑な接続、児童生徒の実態交流、授業実践力や生徒指導力の向上について、小中連携会議で検討し、小中連携研修会、中学校での体験授業、小・中学校授業公開などを実施します。

No.54 安心して子どもを産み、育てられる環境づくり

- 妊娠期から産後も、保健師等が継続的に関わりを持ち、育児の悩みや相談に応じるとともに、精神的・身体的・社会的な問題について把握します。また、支援が必要な場合は相談の継続及び適切な機関につなぎます。

- ・ 利用者支援事業（妊娠期）の実施子育て支援センター「ゆめほっぺ」の周知・啓発
- ・ 出生届出時健康相談の実施
- ・ 赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問）の実施
- ・ 乳幼児健康診査の実施
- ・ 保育の提供

No.55 いじめ対策の充実

- 町立小中学校における全校児童生徒を対象としたいじめ問題調査や、人権学習会を実施します。
- いじめ防止対策推進委員会を開催します。

No.56 適応指導教室事業の推進

- 町立小中学校に在籍する不登校児童生徒の自立を促し、学校への適応を図るため、適応指導教室（たけのこ教室）を設置します。

No.57 生活保護申請受付・支給事務の推進

- 生活保護申請時において、過不足なく適切な聞き取りを行い、乙訓保健所と情報共有し適切な支援事務を行います。

No.58 自立支援医療の推進

- 支援医療の申請時に、当事者の抱える問題の早期発見と対応を行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。

No.59 高齢者実態把握

- 高齢者世帯や一人暮らしの実態を把握し、関係機関と情報を共有することで、孤独・孤立を防止します。

No.60 犯罪被害者支援事業の推進

- 犯罪被害者の心のケア支援事業の充実・改善をはじめ、各種の生活上の不安や悩みに対する相談や実務的な支援と専門的な心のケアとの連携強化等を推進します。

No.61 各種健診の実施

- 健康診査や保健指導の機会を活かし、必要時詳細な聞き取りを行い、支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。

No.62 健康講座・健康教室の開催

- 生活習慣病予防をテーマにした教室の中で栄養、運動、休養を大切にすることがこころの健康にも繋がることの理解を促します。

成果指標（目標）

- 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率【100.0%】(No.54)
- 保育所の待機児童数【0人】(No.54)
- 特定健康診査の受診率【60.0%】(No.61)
- 長寿（後期高齢者）健康診査の受診率【65.0%】(No.61)
- 男性の健康寿命の延伸【82.6歳】(No.62)
- 女性の健康寿命の延伸【85.8歳】(No.62)
- 「健康づくり」の満足度【50.0%】(No.62)

(2) 自殺対策に関する周知・啓発

すべての住民が、自殺の危険を示すサインに気づき、早期発見・相談ができるよう、様々な媒体を活用し、広報・啓発活動を推進します。

取り組みの方向性

No.65 からだとこころの健康相談の実施

- 保健センターを拠点に相談場所を設け、専門職による心身の不調の解消に向けたアドバイスを行い心身の健康の回復を目指します。支援が必要な場合は適切な機関に繋がります。

No66 こころの体温計の周知と利用促進

- 町ホームページに掲載している「こころの体温計」を周知し、こころの健康セルフチェック（メンタルヘルスチェック）により、こころの不調の早期発見につなげます。また、セルフチェックの結果を踏まえ相談窓口の情報提供を行います。

No.67 職員研修（個別相談）の実施

- 町職員向けに産業医との個別相談（メンタルヘルス等）の機会を設け、病気にならない心づくり、また初期の段階で処置するための環境を整えます。

No.68 広報誌発行

- 自殺対策の啓発として、生きる支援に関する各種事業等の情報を住民に提供します。
- 「自殺対策強化月間（3月）」や「自殺予防週間（9月）」には特集を組むなど、効果的な啓発を実施します。



成果指標（目標）

- 自殺対策にかかる地域団体との連携【3団体】（No.65）
- 町職員の満足度（町職員の生きがい）【80.0%】（No.67）
- 自殺者数【0人】（No.65～No.68）